

官撰地誌と山野の巡検

——『斐太後風土記』と地役人——

芳 賀 登

(一) はじめに

正確にいうと官撰地誌は近代国家の編纂物である。したがって、これらの多くは書上によっており、山野の巡検の調査にもとづくものではない。この点からすると、この表題自体が問題を含んでいる。それを敢えて表題を選び『斐太後風土記』の編纂過程について述べるということは、代官や地役人のごとき経歴の人のつくったものの方が、より調査をした成果の面をもっていることを強調したいためである。

したがって斐太後風土記と地役人とサブタイトルをつけさせてもらいたい。

(一) 『斐太後風土記』編纂と富田礼彦

(二) 『斐太後風土記』の内容検討

(三) 『斐太後風土記』と増田郡代の巡検と富田礼彦の山野の巡検

(四) 『斐太後風土記』編纂のポイント

(四) 『皇国地誌』等と官撰地誌

という構成としたい。なぜ日本の地誌が代官・地役人がかかわり、県令相当命令でおこなわれたものが、私撰地誌のごとくあつかわれるのが、それにかわった官撰地誌が、書上方式のもので編纂されて、山野の巡検をとまなわないのか、そして『斐太後風土記』のごときものが『皇国地誌』とつながりがいいのか、内務省地理局等の構成や軍事目的優先の官撰地誌が地図作成のみに努力しながら、現状把握のみで歴史地理的把握を等閑にしたかを考えてみたい。そのため、その事例を『斐太後風土記』の検討を通じて考えてみたい。それと共に富田礼彦という人自体の限界から、官撰地誌となり得なかったのかどうかも問うてみたい。従来この様な形で地誌研究が乏しいので、この論文を問題提起型のものとしておきたい。

『大明一統志』や『大清一統志』と形式を一にする地誌であること、明治初年に統計的辞典的な官撰地誌が多いこと、それらが殖産興業奨励型である。

元禄以来の地役人の家に育った富田礼彦は、巡検の中で鉱山はもちろんのこと林相のよい山などをみて歩いた。あるときは埴木役あるときは鉱山方に配置されながら、この地役人体験の博引傍証の文献操作をいかしている。国学者としての素養が古典の縦横の引用をさせ、地方文書の利用もその経験の中でいかしているのである。そうした経緯から辿ってみよう。

(一) 『斐太後風土記』編纂と富田礼彦

草莽地役人富田礼彦即ち富田小藤太は戯名を南東与可楼ともいった。彼の父が養子で小寺完激といい、備中笠岡の

国学者小寺清先の四男、母は富田氏で高山城主金森氏の近臣で、高山代官所の地役人につながる。礼彦は文化八年閏二月二十九日生れ十六才で地役人、天保元年に田中大秀の荏野門人、同門には山崎弘泰、上木清成、蒲八十村、後藤基弘、足立稻直のごとき俊秀がいた。この派の中心人物は大秀より文台を譲られた山崎弘泰であった。富田は徳を授けて古典講習運動をおこなう。また富田は『飛州志』や『飛驒国中案内』を検討し、国名風土記批判をした恩師田中大秀の学問の継承を志向した。

地役人としての富田はしばしば飛驒一国の巡検の旅に出た。これが後年の著述『斐太後風土記』編纂の基礎知識の培養の手立となつてゐる。そして山民たちの基礎民俗調査、生活調査に力を尽した。

富田礼彦は維新の変革の中で『斐太後風土記』を次の条件で編纂した。彼は幾多の政治的曲折の中で挫折し自殺まで企て死に切れなかつた。そうした中で、彼は、郷国飛驒を愛する故に、この永年の蘊蓄をかたむけて、この書を明治六年までにかきあげた。裏切られた維新の中で新に協力させられてかいた著述である。そこには、えこじなまでも彼が歩きさぐつた飛驒の山川への愛着がひめられていた。

きれば『斐太後風土記』二十巻の冒頭に「……越前美濃越中等之国爾、今年行加此之後、爾還良礼介留遠里……」万葉仮名で明治六年四月付で富田礼彦誌している。これを詳細に検討すると明治四年着手、二年有余で完成していることがわかる。この引用書目は次のページのようである。

これをみると古典の引用もさることながら『飛驒治乱記』『飛州志』『三郡除地帳』『荏野冊子』等、土地の学問的伝統を十分継承しながらいかしている。

その博引旁証にすばらしい。それにもまして重要なのは富田が田中大秀の文献継承の学者であったことである。

斐太後風土記

引用書目

日本書紀	古事記	旧事紀	山家集	方丈記	大日本史
続日本紀	日本後紀	続日本後紀	武家盛衰記	飛驒治乱記	飛州志
文徳実録	三代実録	古語拾遺	和漢三才図会	太閤記	古今余材抄
令義解	万葉集	古今集	祝詞考	冠辭考	万葉考
延喜式	類聚三代格	日本紀略	神名帳考証	同叢說	古事記伝
扶桑略記	和名類聚抄	伊勢物語	国号考	歴朝紹詞解	菅笠日記
枕草紙	今昔物語	宇治拾遺物語	眠江記	玉鉾百首解	古今集遠鏡
古今著聞集	出雲風土記	保元平治物語	同中編	三郡除地帳	和訓栞
平家物語	源平盛衰記	木曾軍記	信濃漫録	万葉略解	同楓落葉
北条九代記	承久記	太平記	書言字考	萍之跡	百人一首一夕話
神皇正統記	公事根元集	職原鈔	神道大意	古史伝	玉大須喜
新葉集	後太平記	大系図	古今妖魁考	静乃岩屋	伊吹於呂志
文明歌合	飛驒八勝和歌	三玉和歌集	荏野冊子	牛頭天王磨神弁	天満宮御伝略記
碧玉和歌集	拾遺和歌集	撰集抄	大和名所図会	諸国名義考	郡名所図会
			紀伊名所図会 <small>從初編至四編</small>	和泉名所図会	
			西京雜記	天文要録	前後漢書
			杜律	蒙求	神仙伝

その上にこの風土記づくりにつとめてゐる。

当飛驒国後風土記新規出来に付、左之類取調可申出事

一系譜類

系図書也、尤旧家由緒正敷分、又は古来当国分領にて断絶いたし候領主血筋のもの、並家来廃絶婦農連綿罷在候もの

一、古記類

社寺縁起、又は鐘の銘、仏のうら書、経文の奥書棟札の類
年ふるく子孫来候分

一、古書古画古略類

古き世の書画、又はふるきうつは、諸道具類、神代石、すへてふるき品物、又感状、譲り状、知行目録、絵馬

一、古跡名勝

ふるき跡、名高き地名

一、古墳墓の類名

碑、墓、又は木之類むかし物にほりつけ有之候書類也

一、神社

何神をまつり候哉、村方の申つたへ、いさゝ可書出事

一、古寺院跡

何宗者、いつ頃廃絶いたし候成の事

一、村名郷名郡名

何等之故にてとなへ来候哉、申候云つたへ

一、草木鳥獸

すべて見聞品あらまし書出すへし、勿論めづらしき品、又他所にて名のかわり候類、別而入念取調可書出候事
右之通至急取調可差出候、此廻状村名下令請命、早々順達 留り村より可相返もの也

巳十二月廿五日

高山御役所

とあるように新政権が出来た当初に取調がおこなわれている。

いいかえると斐太後風土記のごときものをつくろうとする意図はとても早い。

すでに徳川政権下で準用されていたものをこの得のものへとひきついだもので、飛驒人たちの念願の課題そのものでもあった。

そのためか『斐太後風土記』をよむと『出雲風土記』といっているが、すくなくとも先述したごときもの他にも『千光記』『三沢記』『元禄検地帳』『宝曆検地帳』『目論見帳』『飛驒八勝和歌』等が引かれている。

その上に賀茂真淵、伴信友、本居宣長、加藤千蔭、荒木田久老、平田篤胤、田中大秀等の諸先学の著述が参考に供されている。

そうした中にも富田礼彦が、田中大秀門下であるだけでなく、この学識素養がきわめて優秀であることを立傍している。そこでどうしても回避できないのが富田の維新体験である。

富田礼彦は、飛驒一国の尊王路線の荷担者として平田歿後門人ともなった。慶応三年十月十五日の大政奉還を天を拝し地に伏して喜んでゐる。御一新が地役人という苦しい身分を解放し、飛驒一国の指導者の地位を安定すると考え竹沢寛三郎（新田邦光）への忠誠を誓約した。しかし年貢半減で失脚するとそのあとを受けた梅村速水は富田を判事として採用したので地役人として梅村に協力した。彼はこの文化政策によって「神州建国之大本」を知らしめ、郡中教諭に努め、飛驒の浄土真宗僧侶の協力をとりつけた。しかし梅村の出張中、飛驒一国一揆が生じ、自分の居宅が打毀しの対象となった。ここにおいて亡国を感じ、一国兇乱の本原となったため、彼は飛驒乱民を耐えがたい人々の動きと感じた。その上に、おまへばかり出世してと批難されたことも大きな衝撃であった。

彼は梅村速水を罪人速水とすることも決して彼の見とするところではなかった。この文化政策に協力して来たこと

に責任を感じ、ついに自らの大和心をきづつけられ、ときに明治二年三月六日の切腹の際の遺書には「一国兇乱の本原は、一人貧民のみならず、判事不思仁不奉体御趣意故、奉対朝廷、深奉恐入候、今般飛驒国中の乱民、悉刑罰被仰付候ては、亡国と相成」とまでかいて、飛驒一国の亡国の回避を一向に願ったのである。不幸か幸せなことかわからぬが、富田はここで一命を棄てることなくおわった。

その梅村への忠誠の跡をうけて、その鎮撫に当り、そのあとをうけた宮原大輔は富田の身分を県属にかえて補償した。

これのみても富田礼彦は、その生き方が巧みであつたかどうかはわからぬが、その社会的地位は何故か失うことなく存続している。

そして富田は、宮原治政下で『斐太後風土記』編纂を命ぜられることとなる。

もちろん彼がもつともその編纂にふさわしい人物とみなされたことによるのであろう。

一つは田中大秀の学統をつぐ国学者であること、飛驒根生いの学に通じていること、二つには、地役人としての家の伝統をいかして飛驒三郡を行脚し、行政的にも巡遊してよく調査していたこと、同時に彼の私的教養面から各地を和歌その他の対象としていたこと、三つには、殖産興業的側面で山林鉱山その他の開発とかかわって、その指導に當っていたことのため地誌民俗にも明るくその面の文献を渉猟していたことによる。

それが、富田と登用して、飛驒を対象とする『斐太後風土記』を編纂することを命じた理由である。その中で何より大きいのは(一)であるといえないだろうか。田中大秀は、飛驒国学運動の推進者として飛驒総社再興に努めた。彼は単に古典文学のみを、特に古代物語文学の研究を志向したのでなく、飛驒人のために高山の大町人として高山文化発

展に尽している。大秀は『飛州志』や『飛驒国中案内』批判検討を求めていた。その田中大秀志をつぐ中でその学問の継承を富田は志した。

(三) 『斐太後風土記』の内容検討

先ず何よりも長谷川忠崇編の『飛州志』よりの引用が非常に多い。その点からすると、『飛州志』の編纂を補充する意図で本書がつくられたものといえないだろうか。もちろん本書は代官が中心となった行政上の民政地誌である。もちろん地役人としての富田礼彦にとって、これは山村歩きのとときの必須の提携資料であり、必修参考文献であったことは事実である。さらにその点について『斐太後風土記』をみても巻之四の大野郡久々野郷宮村の条に「『飛州志』は延享年中落成、幕府へ納秘たるを、後に文化年中、田中半十郎出願借写て後、田中大秀翁に示、爾後伝写弘通」とあることから、『飛州志』の弘通に大きく貢献したのは田中大秀の存在にかかわっている。さればこそ富田礼彦は同条について、「故吾師荏野翁田中・大秀慷慨而、『総社考』を著し、後又国誌編纂の卒業を、礼彦に命遣されぬ」とある。

この様にみてくると、田中大秀は『飛州志』を弘通しそのあとをうけて、飛驒国誌の編纂を、富田礼彦に托したといっている。このようにみてくると、富田礼彦は、吾師荏野翁を介して『飛州志』の継承、発展を求められそれを自己の使命と考えたという。もちろんそういわざるを得なかったのは、彼が前述したごとき悲況におとし入れられていたとき、何を自分の使命と考えるか、それを考えることなく、生きぬぎにくい状況にあったことが一層この立場を明示させることとなったのではあるまいか。

宝曆安永騒動の叙述を宮村の条でしおきながら、なぜか本郷村の万葉善九郎のことには全くといってよいほどふれていない。

長谷川忠崇の『飛州志』は『美濃志』のヒントを得ており、かつその撰述の契機に吉宗の内命があった。しかしこれは未脱稿であったが、それが世に広まったのは、前述したごとく田中大秀によってである。本志九冊被叙一冊でつぐられ、第一土地、第二国法、第三神祠、第四寺院上、第五寺院下、第六古城、第七諸雜、第八旧記、第九祥瑞その末に人国記之説その他のものが附記されている。

かかる行政中心の『飛州志』は、富田礼彦のものに影響を与えているし、また同じ地役人の系譜につながる『飛騨国中案内』も影響を与えている。この方は、高山より四方隣国に通ずる道の路順にしたがって村毎に形勢、石高戸口、寺社名所旧跡の由緒より口碑俗説まで紹介しているものである。本書は三巻より構成されている。

本書は具体的にいうと地役人上村満茂によってかかれたものといわれる。その序文をみると、公用をつとめる中でかいたものとする。その中には見聞、家伝記等を参照したとある。しかしこれが再び世によみがえるのは奥田正造が飛騨高山の旧家桐山磐根藏書の中よりえたことによる。これは明治二〇〜三〇年代のことである。したがって私共は『斐太後風土記』に直接引用されていないことを知る。

しかしその反面地役人たちが行政上の必要と異なって「国中案内」として地誌を何故かいたかを考えねばならない。上村氏が口留後仰付られてここに来たことしかしわっている。したがって民政を司る代官の補佐役故かいたものといえよう。そうしたことを思うと地役人の立場をのりこえられない。富田礼彦も吏務に通じた地役人であるから、それと異なる立場にたちにくい。そのためか飛騨の研究者の岡村利平は、自らを後発といいながら、富田を「吏務の

才に長じたれども、寧学識にたのみたり云々」と大正四乙卯十一月付でのべている。その中でその学問に刻苦する人で古今集の暗誦につとめ、詩歌浄写せる人であり、この『斐太後風土記』の謄写につとめた人であると誌している。

そして本書の価値を高く評価している。岡村は「その巻数より言ふも図画の情、事項の数より言ふも、『飛州志』及び國中按内を凌駕する所の大著述にして、中にも郷村名義神社考証等の如きは国学者の本色を發揮し所謂顕微闡幽の功労較著なるもの多し、然れども忌憚なく之を論ずれば批議すべき瑕疵決して絶無にはあらざるなり、たとへば正史実録その他の古書を引用するに当り、原本に就きて抄録することを怠り漫然他人の著述より様引したるもの少からざるが如き、或は崇神排仏の思想に拘はりてその記述の自然神社に密にして仏寺に祖なる傾向あるが如きは斯書を読むものの竊に不快を感じる所にして、また国司姉小路氏の事蹟を叙する方り「統太平記」、「飛驒軍乱記」、「小鷹利氏系図」等如何しき書を妄信して牽強の説を立てたるが如き、三木江馬諸豪族の興廢を述ぶるに当りて「千光寺記」「運入寺記」「江馬家後鑑録」等の野案に記載せる範圍を出づること能はざりしが如きは猶その努力の足らざりしことを思はしむ」のごとき記述の他いくつか指摘されている。

そのようにみてくると『斐太後風土記』の内容は、一体どこに特徴を見出すことが可能なのか、その点をとく鍵として、飛驒匠の条の記述を『飛州志』は延喜式を通覧せず木工寮へ三十七人と修理職へ六十三人を、誰木工寮へ三十七人とするしていると記述し、その内容の杜撰さを指摘している。また『今昔物語』の記述などを史料にかかげている。これなど王朝物語文学に精通している田中大秀の弟子らしい指摘である。

さらに「今世高山町人の中に、其系図を作り、又古城郡月ヶ瀬村にては、右の飛驒工の、産里なりなど、言つたへたるは、いとく不審也」とものべて、「古字に志の有志人は、能聞て正説もあらば書加へてよ。」ともいい、史実の正

確性を求めている。

また高山町盆踊の図の説明についても、哥垣についての『古事記伝』の記述を引用し、田中大秀の和歌まで引用している。

さらに同書巻三四の大野郡久々野郷、宮村の部分の記述に「神名記頭書」「一宮記」「三才図会」凡て此一宮水無神社の事を著せし書の行はれ時代を知らづして在つらむ」とかいたあとに「さて宝曆（代官布施胤将に代て）其次明和年中、代官大原正紹、来執政、連年老中田沼意次下知新令、安永二年国民苛政、結族党強訴（集一宮拝殿社人祈謝）国民社人遷縛、安永三年十二月 国民社人所刑」とします。そしてそのあとに除地帳下札がかかげられている。

寺社明細帳には、八幡宮と仕出し有之候、ども、前々より一宮水無大明神と唱来此文にと見送祭神を、詳本社、絵馬堂、二王門計りに候に知人なきこと可想像、其他新規取建当戊八月十二日、憑宮執行相濟候
安永七戌八月

とのべている。

これをよんでわかることは、『斐太後風土記』は明らかに、宝曆安永騒動について高く評価している。そしてそのあとにつづけて

〔飛州志〕は延享年中落成、幕府へ納秘たるを、後に文化年中、田中半十郎出願借写て後、田中大秀翁に示、爾後伝写弘通）此後「神名帳頭書」又「一宮記」に拠て、大己貴命女高照姫命母高降姫命、大和国葛上郡御歳神社也と申て、皆「旧事記」に因て誤まれることを不知在しは、いと／＼浅はかなることならずや。故吾師在野翁田中大秀慷慨而「総社考」を著し、後又国誌編集の卒業を、礼彦に命遣されぬ。

とあることから先述したごとく、田中大秀のみでなく『飛州志』以来の地誌編纂の伝統をついでいる。



『斐太後風土記』より

加えて『飛驒国中案内』の示すがごとく民俗への関心もつよい。その一例をあげると、田神祭の記には、道祖神祭の範囲その様相、さらにそこでの様相がかかれ、また下高原における正月十五日家祝捧之図が示されている。

また礼彦は高原の江馬家についてもくわしくふれ、古風復興に努めている。また吉城郡高原郷本郷村については本郷平を開いた人々への思い入れをかきつづっている。

また『斐太後風土記』は、飛驒一国内案内よろしく、平湯温泉をはじめとして、その土地の案内にペーじをさいている。そして平湯温泉について次のごとくかいている。

平湯温泉、温泉は、平湯村字浴場山山名義不詳下より沸出る。此所は高原川の水源にして、高山市場よりは、大小八賀郷の山路を登つめ、平湯嶺を越て八里八町余の路程なり。古川よりは十一里余、船津より八里有と云。鞍馬鞍馬即鞍又乗鞍とも云嶽の北麓にて、深山中無毛の地なれども、温泉

ある故に、いつしか民戸を建竝べて、其温泉を田ごとに引分て、稗苗を幾度も植更て、稍秋成を得て年を送ぬ。極寒地故、桑・麻は植ても枯て繁茂することあたはず、只菽、赤豆、角豆・仙台芋等を畑に作れり。其余は独活、蕨、狗背薇・蔞・芹等の野蔬水菜もて食用とせり、延宝年中、金森家の儒医、角田享庵が書し、「温泉記」には、民居八九家とあり、近世にては、十四戸になりぬ。享保年中には村高纜に十石余なりしに、近世にては十九石余に成ぬるは、全く累年温泉の浴客、年々に増益て、米・麦・味噌・醬油・油・蠟燭・菓子等に至るまで、村家にて買入置て、浴客に商ふほどの世に成ぬるは、是皆太平の恩沢とやいはまし。以下略

としるしている。その上にたつていろいろとその風俗を紹介し、たのしむ人が多くなつた点を記述している。

とくに産土神への着目もある。明治五年壬申八月神社調をもとにするされてゐるのをみると、この種の政策とのかわりについてかかれてゐる部分もある。そう考えると『斐太後風土記』も明治国家の基調としての地方施治とのかわりについて編纂された地誌のはしりといつてよい。

それ故にこそ、わたくしがあえてこれを表題のごとく問題視したわけである。

富田は、大野郡大八賀郷山口村の産土神若宮八幡宮の項の中で、次のごときことを問題にとりあげている。こうしたとりあげ方の中に、富田のイデオロギーをみることも可能である。

……宿儼亡びて後、國中平治するを悦び、具御威徳を仰ぎて、此村にも祭りしなるべし、当昔の村民いと殊勝なる心なり。朝敵国賊の宿儼をば、救世観音の応化也と云て、国史をも得統ぎる、愚民を誑らかし、其像を作り祭りて、賽銭のみ貪る奸僧の心とは雲泥の違ひなり

とある。この種の叙述は土着の古風をよびさますことを目的としてかいてもの、そのこともあつて国名も飛驒でなく斐太と称してゐるのではないか。

また高山二之町村では同村社の春の祭礼を紹介している。「実に国中最第一の盛観也」とまでしるす、その反面三

之町村のあとに他所かせぎのことがかかれ、歩荷、肴売、杣人、挽絲女などのことがかかっている。そして本土は、元来、人余有て食不足国なれば、古来他国へ出て、持をしつつ、其賃を得て、かへりて妻子を養へり」としるしている。

（もうした記述は全体においては、むしろ少なすぎるところも官撰地誌の性格のつよさとみるべきである。

飛驒の維新は、まずしい人々のくらし向きへの配意を要求した。そのため多少なりとも、これを代弁するところがあった。その良心的な面が、富田札彦を通じて表白されていると考えてよいのではないか。

斐太後風土記は先掲史料のごとき形をとって明治二年十二月二十四日に古記編纂差出しを命じている。その上に立って明治二年十二月の石代改正の件を弁官に伺い出ている。飛驒国村々定石代改正之儀国書を出し、銀銅の産額等を出させ輸出輸入への数量の大凡をそう示させている。

こうした調査は、上からの明治国家の政策である。それへの対応の中で『斐太後風土記』もそうしたものをとり出されているので私とはいえっても官への対応のすこぶる敏感な編纂物といつてよい。

(四) 『斐太後風土記』と増田郡代の巡検と富田札彦の山野の巡検

『斐太後風土記』という地誌の編纂の原型はかなり古い。寛政六年正月飯塚郡代の山見役の神文文例を改めたのをみると、起請文前書があるこの様なことも巡見の一例である。当時の社会は、文化八年六月旗鉾村日抱尊社に伊勢神宮降臨有りとの風評がおこっている。そのあと文政元年六月には総社の森へ一宮の神輿を迎えて大早に對し零祭をおこなっている。さらにそのあとで文政四年になると大野郡年貢をあらためて定めている。しかしそのあと天保三年五月

には米価が暴騰し、窮民達の一揆がおき、高山は凶荒の只中にあり、こうした中で天保九年四月六日に巡見使が来り、諸事心得方が高山に出されている。そのあと巡見使土屋一右衛門一行が高山町に来る。そのあと五月三日科所廻り巡見使入国の先触来る。天保十年には西の丸普請の上納金を出させている。こうした一連の動きの中で、富田礼彦は、地役人富田家の養子となったのである。彼が『斐太後風土記』をかいた動機の方は、田中大秀の『飛州志』に対する不備批判によっている。

それはともかく飛驒では嘉永六年二月四日蚕業奨励のため蚕種の統一がはかられ、国内にて蚕種製造がすすめられた。

その後鉱山開発その他につとめ安政四年二月には飛驒国産物の一箇年売上高調査がおこなわれ、同二月飛驒国日用品の、一箇年買入高取調もおこなわれている。その後安政四年九月には高山の料理屋の諸事取締、安政五年正月業種・荏寺等灯油原料他出国取締などおこなわれ、そのあと有名な安政五年の大地震、ついで増田郡代の巡見がみられる。それに富田についてまわっている。かかる歴代の行跡の抄録のごとく郡代は巡見をくりかえしている。万延元年八月増田郡代御林山鉛山取締七人をおいている。

文久二年正月二日に地役人荏野翁山崎弘泰が死去した。同四月八日上木清成も死ぬ。そのあと富田礼彦は荏野門人の中で次第にその地位を向上させている。

文久三年八月ごろより京で浪士入国の噂のため郡代は諸国の防衛をつよめる。同九月に高山に七箇所の番所をつくる。このように京畿の動向に直轄領であったためか警備に直接ひびいている。

こうしたことはつねにくりかえされている幕府の政策を反映して献金が命ぜられる。

郡代所は慶応三年五月高山町の蚕種製造業者並其製造高調査をおこなっている。

しかしこうした動きの中で、最大のアクセントは増田頼与と州内の社寺並に史蹟名勝を考査したことにある。

そのためか本書では、たとえば大野郡灘郷千島村の集雲山靈泉寺の項でも『飛州志』を引用している。それに多少のことをかき加え「靈泉寺記」などを引用している。そうした書き方は在里村の産土神八幡宮の場合でも同じである。

産土神白山三社の記事では「和漢三才国会」と「飛州志」の一本杉社に記たるとは拠としがたしとつよく批判している。これは田中大秀の口ぐせをよく聞き、その実証につとめている。また灘郷一色村の古窟の記事では「飛州志」に国説云、上古民の居所也。或は火雨を恐れて造るとも云とあるは、いといと可笑説なり。」といっている。そして「いにしへの氷雨をしらで火の雨の。ふりし説とや思ひたりけん」ともある。また「飛州志」のこのあとの説をよみて、礼彦は「飛州志をよみてよめる」とのべ

亡者のおくつきしらでさととのひとの、すみし岩やと何おもわらん

ひかしにもあれば越へてすのり川、西のいしきといわんや有らん

ともしるしている。この様な記述の中に富田礼彦のきびしさがわかる。

飛驒総社についても『飛州志』のあやまりを正して考証をしている。以上のごとく『飛州志』のいかげんな考証批判がきびしい。

その場合の出典に田中大秀の考証がよく用いられている。たとえば在名神社の説明などもその一つである。

その他にも『飛州志』は、きわめて稚拙のあやまりの多いこと、「拠としがたし」というところの多いことが指摘されている。

民産のところをみると「凡て養蚕を集め活計と為と雖ども、至極寒郷にて、桑芽萌出ること遅く、農務養蚕一時の繁忙にて、自然養方少く・繭数も多くは得がたし。高山・古川・舟津の街市、益田郡村落は皆々生絲をひかせて専売出し、又は紬絹結紬をも、織て生計とす。」(大日本地誌大系第廿三卷『斐太後風土記』昭和五年一月P.18)とある。東山養糸地帯に属している。金銀銅鉛その他の部分では比較的力を入れて叙述さて銀いるが、その開鑿は年代末詳とある。「中興は越前人茂住宗貞 永祿・元龜の頃、来て茂住村に寓居(村名も其居によるなるべし) 図中三郡山々諸窟を旁、天平初盛辺しとぞ……」(同上書P.40)とある。

この様に見てみると、そこにかかれていることは、あくまでも、斐太の民産その他特産の把握に力点がおかれていることを示している。

とくに長谷川忠崇の『飛州志』と異なって地役人として、田中大秀の文台の継承者としての意志が、地方にねぎした型でつよくとか「飛驒国中案内三卷は飛驒高山の土着吏(地役人と称す)上村木曾右衛門源満義の著述にて、其原本は内閣記録課所管(旧称千代田文庫)に蔵せられ、明治十三年買上と記入するに伝えれば以前は民間に伝りしもの如し」(『飛驒国中案内』刊行の辞一頁岐阜自由新聞社刊 P.45)と大正六年五月に岡村利平識でかいている様にこれも同系統のものである。

もちろんこの書は、富田礼彦が参考に行っているように民間に流布しつつあったものである。だが、富田礼彦はこれについてはあまり関説するところが少ない。

おそらく富田礼彦は『斐太後風土記』を通じて、代官・郡代の立場にたつより、より地役人の立場にたつ叙述を心掛けたのであろう。それも罪人の立場にたつた梅村速水につきすぎ、おまえばかり出世してと批判されたこと、政治

的苦況においこまれた過去への清算が、代官・郡代・県令のごとき立場に立つことをやめさせましたのである。

(四) 斐太後風土記編纂のポイント

とくに民俗として下高原御村々正月十五日嫁祝捧之国が示されている。その説明に『文徳実録』、『狭衣』、『弁内侍日記』、『和訓栞』その他を引用している。鉾山は別で、村のところにはかかれていない。このような立場の中に、彼のかいたものは書上のみに依拠せず、自らしらべ古典のうらうちの中で、そのくらしの伝統をのこそうとする意図をあらわに示している。

おそらくこうした立場は、田中大秀の荏野門人であったこと、その学問方法に影響がつかったこととかかわっている。

そのため、古代以来失われたものをいとおしみ、今にのこるものに古俗の姿を見出し、飛驒人にはこりをもたせようとする心根がそうしたものに生きつつづけていた。

その中で、神祇とくに地祇を中心にすえてこそ、地域の伝統をよびくますと考えている。排仏毀釈の嵐の吹く中で国学者らしく、神祇復興への尽力をつよく示している。

以下それとの関連の事実を示そう。

とくにたとえば大野郡大八賀郷三福寺村の産土八幡宮のごときものの撰社秋葉山神社についての記述などについては全て『飛州志』に見えず「除地帳」もしかり年曆詳かならずとある。この中で撰社がみえないのは調べにいないことの証左にもうけとれる。その点で撰社までゆきとどいた調査をしているところが『斐太後風土記』はもっ

ている。有名な松木村の車田碑の文などは荏野翁田中大秀の誌をこのままのせている。

また両面宿儺について「石浦村の若宮八幡の条下に記せし如く、当若本土の両面宿儺荒び出て、皇命に随ひ奉らず、剩へ国民を掠略て楽とせしによりて、朝廷より武振熊命を、征伐の大將軍として下し玉ひしに、武振熊命は、比類なき勇猛老將なれども、宿儺も亦尋常の朝敵ならねば、道すがら当昔の先帝菅田天皇至上大朝の大御稜威を仰ぎ奉り、御霊を齋祭られしを見聞て、宿儺亡びて後、国内平治するを悦び、其御威徳を仰ぎて、此村にも祭りしなるべし。当昔の村民いと殊勝なる心なり」(『大日本地誌大系』第廿三卷上 p. 112) とある。とくに袈裟山千光密寺の中に一頭両面堂があるとするしている。そして飛騨宿儺は万世不朽の耻辱を得たる国賊といい切っている。そして国体の条理のわきまえぬといっている。こうした国体の明徴を示すのは明治二一四・五年にかけての世の動きである。

そうした記述の中に著述の時期の反映がみられる。

まず彼は大野郡白川郷鳩ヶ谷村の正道寺再興跡の記述では「一本の杉にて、寺を運しとは、仏徒の例の妄説ならむ」(同上書上 p. 305) といひ切っている。

彼はかつて山崎弘泰と土屋秀世とが大白川よりうら山にのぼったことを重尊した記事にしている。それを夫々と引用しているのも実地実見の尊重をつらぬく態度ともいえる。『越白山紀行小分衣』はその代表的文章である。

さらに白川郷森茂村の金山跡の記述は、天保年中の礼彦の村長との問答によって記述する。(同上書上 p. 268) p. 269) これなどもその編集態度の一端を示すものといつてよい。

猪狩の記述(大野郡小鳥郷)等は山畑の社守と共にくらしの一端を示す。(同上書上 p. 241) p. 242)

こうした民俗尊重はともかく、どうも著者は宮村の神護山大懂禪寺開山座禪石の伝説等について「愚民を歎くは、

古へより奸僧のつね也。県令長谷川忠崇まで、歎かれたりと謂つべし」(同上書上 p. 190)ともかいて、僧侶批判をきびしくしている。

それと共に調査をせずが為か寺説を任ずる『飛州志』への批判はきびしく、妄説ならむとか思付たる妄説なりとかいている。これではせつかく浄土真宗の僧侶と協力し合つてもうまくいか問題だが、多くやりむにあがつているのは神宗のことが多い。洞村の産土社塩竈明神社の撰社男菱形社のごとき撰社にまでめくばりをしている。こうした自分の考えがむき出しな中に、本書が官撰地誌でなく私撰地誌の中に入れられるところがあるのではあるまいか。「村長書上」のごときものを用いたりしているが、これにあまりにも一般名詞で内容がよくわからない。

虚空藏堂のごとき小堂に着目しながら虚空藏信仰にはなぜか立入らない。これに薬師堂と薬師信仰においても観音堂と観音信仰の場合もすべて同じあつかいである。

その面では故事として早稻はやいね食饗じけいのごときかかるめでたき神代よりの古風」(同上書下 p. 84)と評価し、高原郷村々の民俗として紹介している。これは今高原山の七ヶ村にのみのこれりとするす、茅輪潜にもふれている。ただおしむらくはそのさまの記述にのみとどまっている折角民俗調査をするのなら聞書までいけばよいのに、風俗問答集スタイルさえもっていない。

(三)にあるごとく『斐太後風土記』は飛驒代官長谷川忠崇氏『飛州志』批判が展開されている。著者長谷川忠崇は通称衣五郎で飛驒代官長谷川忠国の子である。忠崇は享保十三年五月父の死後そのあとをつぎ延享二年乙丑三月転職するまで十七年間も代官をつとめ、吉宗の内命で『飛州志』の撰述につとめた。その子忠雄、一徳・忠知の三人を督して編輯し四ヶ年で調査し校正浄書し献本せんとしたが吉宗が死んで果さず、その後原稿のままなっていたが、文政十

二年乙丑一徳の孫一陽が本志十二巻の校訂をとげ全本を幕府に献納する。それ有先文化三年田中大秀が『飛州志』の存在を知り、一徳の子万産の新をたずね一覽謄写して帰るにはえりざらしが大秀抄写本あり、文政元年高山の豪商田中英積(半十郎)・山田慶量(長助)の二人が官本を借覽し、全十冊を謄写するという。こうして飛驒につたわったといわれる。

この『飛州志』の附録に天保十二年辛丑十月廿五日付、荏野翁田中大秀が、後書をかきしるしている。その場合『飛州志』第十一までなっている。その場合長谷川忠崇の『飛州志』拾巻巻に地図を附しているが、城図が多い、そうしたものの調査にしているが、あまり民情調査も本土一しなみでありすぎ、具体的調査に乏しい。この様な『飛州志』への批判は、田中大秀以来ずっとうけつがれ、『斐太後風土記』において、それを具体化することに成功した。

(六) 『皇国地誌』等このかわり

明治四年(一八七二)十一月二十四日高山県が廃され、飛驒三郡に筑摩県に編入され、『斐太後風土記』編纂を命じた宮原知事も転任するに至り、あとは独力で明治六年四月に完成することとなった。その意味で富田の努力は大きい。

村方三役から書上げ提出が明治三年一月から六月位々と考えられるので、約三年で完成させたのである。

彼は『斐太後風土記』のみでなく『斐太三郡沿革史』『飛驒名所大概』『飛驒城趾』『和名抄国郡郷名牽引』『丹生の河水』『斐太式内外十八社考』『運材図会』のごとき作品をのこしているのを見ると、書上げのみにたよることなく、自ら基礎的仕事をたくわえた上で執筆したのである。

こうした執筆態度を見るにつけ、彼が高山の地役人で、飛驒一国に責任を負う意気の持主であることを示している。そうであるから『飛州志』批判ができる。それも田中大秀の遺志の継承とはいうものの、そのことを自らの努力で暗に落ちるところまで実証している。

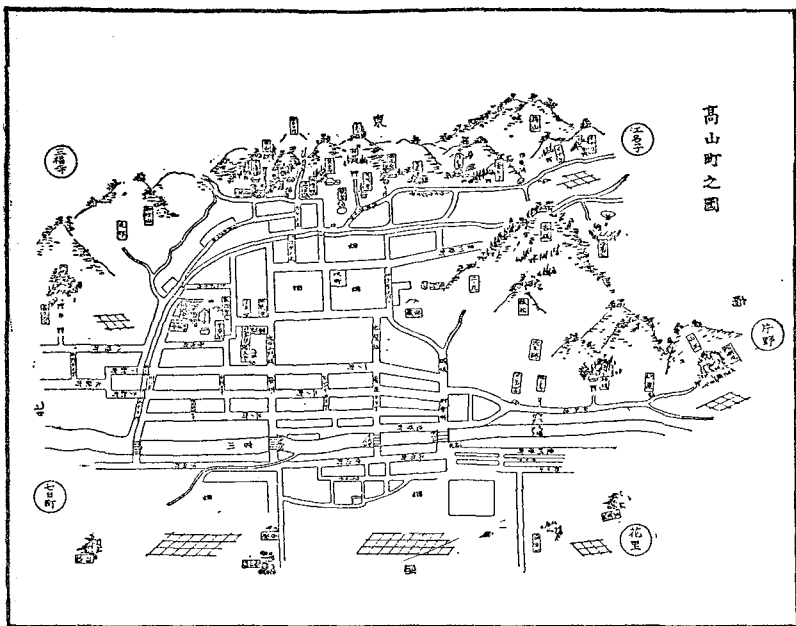
しかしそうはいうものの、その反面田中大秀によるところも少くない。

大野郡川上郷藤瀬村の項で『斐太後風土記』卷三七は『村名義は、往古其処なる川瀬の上に、藤花の打なびきて、咲たるを見て、村名に負はせつるならむ。藤原(大和地名)・藤津(肥前郡名)などあり。御名其外には、藤田(武藏国藤沢郡、陸奥白川郡)藤沢(東海道駅名、上野勢多郡)藤野(備前国和気郡)葛江(布知衣、播磨明石郡)などみな有しまゝに付たる名なるべし。』(『斐太後風土記』上P. 226)としるした上で円成庵義海の考えを否定して、その村先の古証を別に木の「天正年中、三木臣藤瀬新蔵(藤瀬村の産なる由)と云る者、松倉城の着手、金森勢に内通して城に火をかけ、三木方落城、滅亡せしに非ずや。其後金森家領国中に、古来のまま藤瀬と唱、元禄の検地帳にも、古記せり。爰近世になりて、名に負し藤瀬村ならむや。(藤の能蕃生は、当村の地理に、よく合へばなるべし。天保中、礼彦彼村より、二尺に未満の苗蔓に花のあまた咲たるを得たり。上代より、かゝる藤の名所ならん」(同上 P. 227)とある。これなどその実証性を示すが、富田は「荏野冊子」を引き、鈴屋答問録より遠に国平尾八幡宮社司の栗田土満のことを引用している。こうしたところにも田中大秀を通ずる国学の系譜が生きている。

産土神荏名神社のところでは 礼彦は

……此荏名社の荒発を、田中大秀翁吾師 荏那翁いたく慷慨て、文化十四丁丑年、〔総社考〕につぎて、「八社考」をも著し

て、代を其子息弥兵衛寿豊にゆづり、此荏野神社を再建して、社傍に家を建て、高山より引移、此荏野翁と自号



斐太後風土記卷之一 大野郡灘郷 高山一之町村

て、神夕に神に齋仕へて、三十一年経て、弘化四年丁未九月十六日歿られて後、其住れし家を高山へ引ぬ。猶「荏野神社考」に委し。如是古しへ神階を進め……(『斐太後風土記』卷之一) 大日本史地誌大系『斐太後風土記』p. 267)

とかき田中大秀の枠内にいる。

折柄『皇国地誌』への動きもはじまり、かつ内務省地理局の地誌・地図作成への動きもはじまり、明治国家による官撰地誌がその緒につきはじめているとき、その一方で、江戸時代の地誌の伝統をうけつぎ新・後風土記の流れの中で富田礼彦が、この種のものを完成させている。

しかも、宮原大輔権令の命によって、明治二年からはじめられたものであること、それが、書上げ方式の史料提出を前提につくられたものであったこと、それへのプラスアルファが、やはり地役人らしく、飛驒根生いの国学者らしく地元をよく歩き山野

巡検の経験をもっていたこと、しかるにこうした地誌は、編纂されることなく、全く書上寄せ集め方式による皇国地誌しかつくられず、それも地元の協力にただ一つたよるものであったこと、あとは統計づくりのすすめで計数を入れることになったことに意義がある。

それにくらべると高山の市街図はもちろんのこり、地図も多く産業統計その他も多く含まれているのをみると、時代への対応性をもつすぐれたセンスの持主が、地役人の系譜をもつ富田礼彦であったと考える。